

中期目標、中期計画、年度計画について

	中期目標	中期計画	年度計画
策定者	設立団体の長（市長）	公立大学法人	公立大学法人
位置づけ	法人が達成すべき業務運営に関する目標	中期目標を達成するための計画	事業年度の業務運営に関する計画
計画期間	6年	6年	1年
記載事項 （法定）	<ul style="list-style-type: none"> ①中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。） ②住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ③業務運営の改善及び効率化に関する事項 ④財務内容の改善に関する事項 ⑤その他業務運営に関する重要事項 ⑥教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項（公立大学法人のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ①目標を達成するためとるべき措置 ②予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 ③短期借入金の限度額 ④出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 ⑥重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 ⑦剰余金の用途 ⑧設立団体の規則で定める業務運営に関する事項 ⑥教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項（公立大学法人のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・中期計画に定めた事項のうち、当該年度に実施すべき内容を記載する。
作成手順	<ul style="list-style-type: none"> ①評価委員会への意見聴取 ②議会の議決 ③法人の意見を聴き、当該意見に配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ①中期目標の指示に基づき作成 ②法人が市長に認可申請 ③市長の認可に際し、評価委員会への意見聴取 	<ul style="list-style-type: none"> ・市長に届出